

2019 年度 トランポリン登録手続きの概要

「選手」・「指導者」・「普及指導員資格」・「コーチ資格」・「審判員資格」

- ・日本体操協会の登録は毎年度手続きする必要があります。
 - ・2019 年度登録申請期間は、原則として次のとおりです。
 - ・選手/指導者登録 2019 年 3 月 15 日（金）11 時～12 月 25 日（水）
 - ・コーチ資格、普及指導員資格登録 2019 年 3 月 15 日（金）11 時～12 月 25 日（水）
 - ・審判申請 2019 年 3 月 15 日（金）11 時～ 6 月 30 日（日）
- ※但し、上記期限の前に本会事業活動や本会主催競技会等に参加する場合は、各参加申込み期限までに登録を完了させておかないとなりません。登録漏れのないようご注意ください。

◆「トランポリン団体クラブの登録」と「選手、指導者の登録」

- ・日本体操協会主催のトランポリン大会や事業に参加する選手、指導者（普及指導員・トランポリン公認コーチ有資格者を含む）をもつ所属団体クラブは、JGA-Web システムより、管轄の都道府県体操協会を通じて、各参加申込み期限までに登録を完了させてください。
※【トランポリン】チーム新規登録ガイドをご参照
- ・2018 年度、JGA-Web システムにて登録されたトランポリン団体クラブは継続申請となります。登録担当者の方は団体 ID とパスワードにて、団体登録および継続する選手、指導者の登録手続きを行なってください。新規や追加の登録を行なう場合も団体登録担当者の方が手続きしてください。
- ・個人で所属先への登録をする場合は、その団体クラブの登録担当者より、団体加入コードを入手のうえ手続きすることもできます。
※所属団体・選手・指導者 年度更新後の登録ガイド（既に ID 取得の方）ご参照
※個人登録ガイド（新規 ID 未取得）ご参照
- ・「選手」、「指導者」、「選手・指導者（兼）」で審判資格保有者は、所属先が団体登録を完了している場合において、個人マイページより同時申請することが可能です。
※年度更新後登録ガイド（JGA 役員・加盟団体役員・審判・一般体操指導員用）ご参照
- ・「普及指導員」または「コーチ」の資格登録は、「指導者」の登録だけでは有資格者にはなりません。「指導者登録」を済ませた後、「普及指導員資格」または「コーチ資格」の登録手続きを行なう必要がありますので、資格登録漏れのないようご注意ください。
※「普及指導員資格」または「トランポリンコーチ資格」の WEB 登録手順ご参照
- ・年度中に登録選手が普及指導員等資格を取得した場合は、所属区分を「選手・指導者（兼）」に、指導者が選手として大会参加する場合も「選手・指導者（兼）」に変更する手続きをしてください。
※「所属区分の変更手順」ご参照

◆「普及指導員資格」または「トランポリンコーチ資格」の登録

- ・トランポリン団体クラブの「指導者」または「選手・指導者（兼）」のJGA-Web登録が完了していることが前提です。
- ・所属先のトランポリン団体クラブ登録担当者が、資格保有する指導者分をまとめて資格登録の手続きを行なってください。個人では当該資格の登録手続きができませんので、所属クラブの登録担当者に「個人ID」と「保有資格名」を伝え、手続きの依頼と登録料お支払方法をご確認ください。
- ・「トランポリンコーチ有資格者」は普及指導員資格の登録は必要ありません。
- ・年度中に登録選手が当該資格を取得した場合は、「選手・指導者（兼）」に区分変更後、手続きをしてください。

※「所属区分の変更手順」ご参照

- ・所属するトランポリン団体クラブが見つからない方は下記文書を参照のうえ登録をご検討ください。
※「無所属：トランポリン団体クラブへの所属について」
- ・登録完了月の翌月初旬に、トランポリンホームページに「普及指導員資格登録者一覧」と「コーチ資格登録者一覧」として登録完了者の個人IDを掲載いたします。

※該当ページ <https://www.jpn-gym.or.jp/ampoline/registration/>

◆「トランポリン競技審判員資格」・「シャトル審判員資格」の登録

- ・審判員資格の登録申請は、個人で手続きを行なってください。
- ・「トランポリン競技審判員資格」または「シャトル競技審判員資格」のどちらか一方をお持ちの場合はJGA-Webシステムにより、登録申請をしてください。
- ・両方の審判員資格をお持ちの場合は、次の2つの手続きをしてください。

①最初に、JGA-Webシステムにより「トランポリン競技審判員資格」の登録申請

②上記の登録完了後（お支払まで）、Eメールにより「シャトル競技審判員資格」の登録申請

※「トランポリン審判員・シャトル審判員の登録申請について」ご参照

◆「ダブルミニトランポリン審判員資格」・「タンブリング審判員資格」の登録

- ・JGA-Webシステムでは登録申請ができませんので、下記要領で登録申請をしてください。

「トランポリン競技審判員資格」をお持ちの方

①最初に、JGA-Webシステムにより「トランポリン競技審判員資格」の登録申請

②上記の登録完了後（お支払まで）、Eメールにより「DMT/TUM 審判員資格」の登録申請

「トランポリン競技審判員資格」をお持ちでない方

- ・Eメールにより「DMT/TUM 審判員資格」の登録申請

※「DMT_TUM_審判員の有資格者の登録申請について」ご参照

<選手、指導者、資格登録料一覧>

所蔵区分・年齢区分		料金（円）	普及指導員登録料	コーチ登録料
選手	小学生	1,000	※登録の資格なし	※登録の資格なし
	中学生	1,000		
	高校生	1,200		
	大学生	1,500		
	社会人	1,500		
指導者		2,500	1,000	1,000
選手・指導者(兼)		2,500	1,000	1,000

※年度中に「選手登録」から「選手・指導者」に変更した場合、指導者登録料との差額が発生し、その支払が必要です。年度中に「指導者登録」から「選手・指導者」に変更した場合、追加料金はかかりません。

年度中に「指導者登録」から「選手」に変更しても、差額登録料の払い戻しはできません。

なお、役員登録の方は、既に支払済みの登録料が選手等の登録料を上回っている場合、追加料金はかかりません。

※上記登録料のほか、各都道府県体操協会が設定する登録料、振込手数料等がかかります。

※日本体操協会のトランポリン団体クラブの登録料はかかりません。なお、都道府県体操協会の設定により、費用の発生するところもあります。詳しくは管轄の都道府県体操協会にお問合せください。

※既にお支払済みの登録料はいかなる理由であっても払い戻しはできません。

<トランポリン競技審判・シャトル競技審判申請料>

種類	料金（円）		備考
トランポリン競技審判 新規登録申請料	1種	5,000	3種新規取得者は審判員手帳代を含む
	2種	2,000	
	3種	2,000	
トランポリン競技審判 継続登録申請料	1種	2,000	トランポリン・ダブルミニトランポリン・タンブリングの資格を取得し、これを継続する場合、主たる種別以外の申請料は無料とする。
	2種	2,000	
	3種	2,000	
シャトル審判申請料		1,000	

<登録規程> https://www.jpn-gym.or.jp/association_info/articles_regulations/

<トランポリン登録情報> <https://www.jpn-gym.or.jp/trampoline/registration/>

2019.3.15 現在

<トランポリン登録に関するお問い合わせ先>

(公財) 日本体操協会 事務局 大原

ohara@jpn-gym.or.jp